

質問回答書

(令和6年5月14日作成)

あま市立保育園 ICT化推進業務に係る公募型プロポーザルに関する質問について、次にとおり回答いたします。

- ※ あま市立保育園 ICT化推進業務 実施要領 (以下「実施要領」と表記。)
- ※ あま市立保育園 ICT化推進業務 仕様書 (以下「仕様書」と表記。)
- ※ あま市 別紙 機能・機器等要件補足書 (以下「補足書」と表記。)

| | No | 質疑箇所 | 質問内容 | 回答 |
|------------------|----|---|---|---|
| 実 施 要 領 | 1 | 実施要領 P.5 第6 参加等に関する留意事項 6 本業務に関する提案内容を記載した資料の取扱い (2) 第三者への開示 | 情報公開請求があった場合は事前に公開部分について参加者に確認があるという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 あま市情報公開条例第7条第1項第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(企業機密情報)が、非開示情報に該当するため、公開部分について確認を事前に行います。 |
| | 2 | 実施要領 P.9 第11 企画提案書等の提出 1 企画提案書等について (3) 作成要領 ア 5) ウ | 企画提案書について、任意様式で30枚以内とするとありますが、30枚・60ページ以内という認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| | 3 | 実施要領 P.9 第11 企画提案書等の提出 3 プレゼンテーション審査(二次審査) (1) ウ その他 | プレゼンテーション審査(二次審査)において、「企画提案書類審査(一次審査)で提出された提案書類以外の追加資料の配布は認めない。」とありますが、あま市指定機能デモの動画や実際の操作画面をスクリーンに投影し、デモンストレーションを行っても問題ないでしょうか。 | プレゼンテーション審査(二次審査)の企画提案書の提出方法については操作画面の最初を掲載し、機能デモを行う旨の表示記載をお願いします。(例 欠席連絡デモの場合、保護者の欠席連絡の入力画面を企画書に掲載し、「機能「欠席連絡」機能デモを行う。」などと表記。) この記載がある場合、デモで投影する機能デモの動画や実際の操作画面を「企画提案書類以外の追加資料」とはみなしません。 |

| | | | | |
|-------------|---|--|--|--|
| 仕 様 書 | 4 | 仕様書 P.3 第1 概要 5 履行場所 及び 補足書 P.9 第4 機器要件表(想定) 6 各種調達機器について | 5 履行場所に「あま市役所」、別紙機能・機器等要件補足書 P9「保育課」にルーター1台とPoEスイッチ1台と無線AP2台と記載がございますが、仕様書P7(4)には「本事業において、あま市の市役所庁舎にネットワーク構築を含む通信関連工事をしない」と記載がございます。 そのため上記の数は予備機を想定されていますでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| | 5 | 仕様書 P.4 第2 システム要件 1 基本要件 (8) 及び 補足書 P.9 第4 機器要件表(想定) 6 各種調達機器について | 保育課様が今提案の「保育システム」を利用する場合は、あま市様のインターネット接続可端末もしくは仮想ブラウザを利用する想定でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| | 6 | 仕様書 P.4 第2 システム要件 1 基本要件 (7) | 「閉園の場合は、閉園後に閉園した園の通信料金・通信回線料金・提案システム利用料などが発生しないこと」→ 閉園の可能性がある旨の記載がございますが、あま市公共施設再配置計画の対象となっていない施設5園については、令和11年12月31日まで閉園しない認識でよいですか。 もしくは想定ミニマム契約期間を示していただくことは可能でしょうか。 ご確認をお願いいたします。 | ご認識のとおり、あま市公共施設再配置計画の 対象外施設5園 については、令和11年12月31日までに閉園の予定はございません。 |

| | | | | |
|-------------|----|--|--|--|
| 仕 様 書 | 7 | 仕様書 P.10 第5 ネットワーク構築等要件 (1 1) 無線AP取付け工事 (1 2) 光回線敷設 | LAN 配線工事にあたり、建物に必要な最小限の壁面穴あけや無線 AP 取付金具の固定時の天井や壁面への穴あけが必要となりますが、その際に、何かしらの申請手続きが必要でしょうか。 | あま市に対しての当該工事に関する申請手続きはございません。 |
| | 8 | 仕様書 P.11 第7 仮運用期間終了まで提案システムの操作研修 (1) | 「本市全体で3回以上行うこと」と記載がございしますが、研修回数については過去の他自治体での実績を踏まえて最適な回数を提案させていただいても問題ないでしょうか。 | 保育園の数や保育士の数を考慮し、少人数での研修(10名程度)となる為、操作研修を3回以上としております。なお、3回以上であれば回数に制限はございません。 |
| | 9 | 仕様書 P.12 第8 運用に関する要件(本運用) (5) | 今回、無線AP・ルーター・P O E スイッチは訪問サポート保守ありとしていますが、モバイルルーターは、訪問サポート保守は必要という認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 補 足 書 | 10 | 補足書 P.5 第2 基本情報 5 各保育園設置の既存PC 端末(インターネット接続端末) 情報提供 | 各保育園の既存PC のインターネット閲覧操作は仮想ブラウザソリューションによるインターネット接続とセグメント方式(LGWAN 回線を論理的に分断する方式)とありますが、両パターンともにインターネット画面などの印刷は可能な環境でしょうか。 | 仮想ブラウザソリューションによるインターネット接続とセグメント方式の両パターンともにインターネット画面などの印刷は可能です。 |

| | | | | |
|-------------|----|--|---|---|
| 補 足 書 | 11 | 補足書 P.7 第4 機器要件表 (想定) 4 MDMについて | 「提供については、Apple Business Manager 連携を想定すること。」の文言について、Apple School Manager の利用がNGとの判断でしょうか。 仮に Apple School Manager の利用ができるようであれば、教育機関向け価格適用が可能なため、確認をお願いいたします。 | 回答時点では、Apple School Manager の使用は、関係課と調整中であり、Apple Business Manager で確定ではありません。 本プロポーザルにおいては統一的な指針として、Apple Business Manager を利用すると仮定し、企画・積算等を行っていただきますようお願いいたします。 なお、契約時において Apple School Manager の利用となる場合がございますので、ご注意ください。 |
| | 12 | 補足書 P.8 第4 機器要件表 (想定) 5 ネットワーク機器について | ネットワーク機器の対象は無線 AP、PoE スイッチ、ルーターでよろしいでしょうか。 モバイルルーターについてはこの要件以外は満たせないため確認になります。 | ご認識のとおりです。 |
| | 13 | 補足書 P.8 第4 機器要件表 (想定) 5 ネットワーク機器について | 無線アクセスポイントの同等品製品以上の仕様に関して、Wi-Fi 5 (IEEE 802.11ac) 対応でよろしいでしょうか。 | 無線アクセスポイントの仕様に関しては、将来を見据えて、Wi-Fi 6 (IEEE 802.11ax) に対応できる製品でお願いします。 |

| | | | | |
|---------------------------------|----|--|---|---|
| 補 足 書 | 14 | <p>補足書 P.9 第4 機器要件表（想定） 6 各種調達機器について</p> | <p>各保育園の無線 AP、PoE スイッチ、ルーターについては選定機器のスペック上、通信が可能であると判断するならば、記載台数と異なっても問題ないでしょうか。</p> <p>（昭和保育園のルーターの数が2台になっております。インターネット回線用のルーターという認識ですので1台での提案でもよろしいでしょうか。）</p> | <p>「補足書」記載の機器や機器の数は、あま市の想定であり、システムを運用する上での最適な機器や台数を企画提案していただくことを制限するものではありませんので、例えばルーター数1台の企画提案であっても、支障が無く適切な運用が可能であれば、問題ありません。</p> |
| 仕 様 要 件 確 認 書 | 15 | <p>仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 「対応可否」回答区分表について</p> | <p>リリース月が決まってない又はリリースが次年度以降のため「△」と回答した要件に関して、契約前に実装計画や実装仕様に関するヒアリングがあるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>実施しない場合、実現性の乏しい実装計画や実装予定のない機能要件でも△でご提案できてしまい、実態にそぐわない加点および、契約後に仕様不履行となるリスクが生じるため確認しております。</p> | <p>リリース月が決まってない又はリリースが次年度以降のため対応可否欄を「△」と回答した項目については、記載内容によって、追加資料（工程表など）の提出と二次審査時にプレゼンテーションをお願いする予定です。</p> <p>最終的に実体のないリリース予定は、仕様要件確認書の対応可否欄に「△」の記載がありましても「×」として取り扱います。なお、ご認識のとおり、契約前にも再度実装計画や実装仕様に関するヒアリングを行います。</p> <p>※ 実施要領 第7 参加無効又は棄権等 (7)虚偽記載と判断する場合があります。</p> |
| | 16 | <p>仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 26</p> | <p>当方のシステムはAWSの国内データセンターを利用しております。AWSはJDCCの定めるTeir3相当以上であり、ISMAPの登録のほか、ガバメントクラウドにも採用されているため、要件を満たすとして問題ないでしょうか。</p> | <p>ご認識のとおり、問題ございません。</p> |

| | | | | |
|---------|----|----------------------------------|--|--|
| 仕様要件確認書 | 17 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 35 | 「契約終了後にデータを抽出できること。」と記載がございますが、出力データはシステム仕様上出力可能なデータという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、問題ございません。ただし、「仕様要件確認書 93 (1)～(13)」を含んでいるデータとします。なお、その一部を出力することができない場合は、「対応可否」欄の回答区分を「○」とします。他のデータは出力できるが、「仕様要件確認書 93 (1)～(13)」の出力は全部できない場合、「対応可否」欄の回答区分を「△」とします。 |
| | 18 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 78 | 「園児の経過記録」とは個人日誌からの引用でも問題ないでしょうか | ご認識のとおり、問題ございません。 |
| | 19 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 152 | 本要件は個人情報の漏えい等を危惧しての要件かと思いますが、本システムではQRコードやICカード内に個人情報を含んでおりません。そのためQRコードは同じコードを発行する形になりますが、要件を満たすとして問題ないでしょうか。 | 本要件は個人情報の漏えい等を危惧しての意図もありますが、主に離婚等による親権失効した場合など家庭内の状況変化に伴う対応を想定しておりますので、別二次元コード等の発行と従前のデータとの情報連携を強く要望するものです。同じ二次元コードを発行する形であれば「対応可否」欄の回答区分は「△」となります。 |

| | | | | |
|---------------------------------|----|----------------------------------|---|--|
| 仕 様 要 件 確 認 書 | 20 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 162 | 当方のシステムでは欠席理由に「病欠、都合欠、出席停止、忌引、災害欠、コロナによる欠席」を用意し、それ以外の事情や詳細は備考欄に記載する運用ですが、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。なお、項目自体を園ごとに自由設定とした場合、保護者が申請する際に誤選択がうまれるため、あえて自由設定を制限しております。（同じ状態でありながら「様子見」と「登園自粛」で分かれる等） | ①「園で自由に追加、変更ができること。」と記載させていただいておりますが、園ごとという意味ではなく本市全体で欠席理由項目変更を依頼することを想定しております。（園ごとで自由設定は統一性を欠くため実施しません。） ②この項目は、標準設定状態で欠席理由項目が少ない又は無い場合を想定しており、「病欠、事故欠（災害欠）、出席停止、忌引、自己都合欠（都合欠）」の5項目と備考欄等の自由記載欄がある場合には、本市の希望要件を満たしていると判断できますので、「対応可否」欄の回答区分は「◎」となります。 |
| | 21 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 227 | 『延長保育の利用実績と料金を自動計算し、CSV等のデータ出力ができること。』とありますが、貴市の延長保育料金の計算をすべてシステムで行える場合に「◎」を記載するという認識で問題ないでしょうか。また、詳細な計算仕様をご提示ください。 | ①延長保育料金の計算をすべてシステムで行え、且つCSV等のデータ出力ができることとしておりますので、自動計算のみで結果をCSV等で出力が不可の場合は、「対応可否」欄の回答区分が「△」となります。 ②計算様式は、回答書と別であま市公式WEBサイトにて掲載いたします。 |
| | 22 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 228 | 『算出した延長保育料を指定の納付書で印刷発行できる。』とありますが、出力様式に指定はございますでしょうか。専用台紙や専用の印刷機等ございましたらご提示ください。また、出力を行う項目についてもご提示ください。 | <u>仕様要件確認書 通番 228 については取止める扱いにいたしますので、当該項目の「対応可否」欄の回答区分は「◎」で記載願います。</u> |

| | | | | |
|---------|----|----------------------------------|---|--|
| 仕様要件確認書 | 23 | 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認 通番 234 | 『「別紙 機能・機器等要件補足書」に提示したあま市様式をフォーマットが再現可能であること。』とありますが、別紙には「あま市の独自様式を別添資料により示す。」と記載されており、具体的様式を確認できませんでした。恐れ入りますが別添資料のご提供をお願いいたします。 | あま市公式 WEB サイト 4月26日（金曜日）ファイル掲載 「システムに取り込みたい様式(帳票)」 となります。 |
|---------|----|----------------------------------|---|--|